

船舶事故調査報告書

平成26年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年6月12日 04時30分ごろ～05時30分ごろの間）
発生場所	不明（千葉県鋸南町勝山漁港～鋸南町浮島東南東方沖の間）
事故調査の経過	<p>平成25年6月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{まるしげ} 丸重丸、0.2トン CB3—89167（漁船登録番号）、個人所有 2.80m(Lr)×1.20m×0.55m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成12年10月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月18日 免許証交付日 平成21年12月8日 （平成27年11月5日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機が濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年6月12日04時30分ごろ、勝山漁港内の北側にある船揚げ場付近において、船長が、同船揚げ場で船下ろし作業中の僚船Aの船長に対し、一緒に漁に出ないかとの声を掛けたものの、僚船Aの船長は、遊漁の予約があって出漁できず、本船が単独で出漁して行くところを見た。</p> <p>本船は、05時30分ごろ、鋸南町浮島東南東方沖において、遊漁船により、転覆し、海面に出た船体には人が見えない状態で発見された。</p> <p>通報を受けた本船所属の漁業協同組合の僚船Bは、05時50分ごろ現場に来援し、本船を引き起こしたものの、船長が見当たらず、その後、本船は、僚船Bにより、えい航されて06時30分ごろ勝山漁港の岸壁に係留された。</p> <p>船長は、08時05分ごろ、浮島南東端から東南東方約200mの</p>

	<p>勝山南防波堤灯台から真方位254°910m付近において、心肺停止状態で海面に浮いてきたところを僚船Bに発見され、勝山漁港に搬送された後、10時30分ごろ、医師により、死亡が確認されて溺死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 海象：うねり 波向 南、波高 約1m</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故後、船体の調査が行われ、船体に衝突痕が認められず、船外機が3.7kWであり、チルトアップされていた。</p> <p>船長には、外傷及び骨折が認められなかった。</p> <p>本船は、ふだん、04時30分ごろ勝山漁港の南側にある船揚げ場を出発し、浮島周辺であおりいか漁をしており、発見された際、本船のあおりいか漁の網が、まとまった形で本船発見場所付近の海底で発見された。</p> <p>本船は、ふだん、僚船Aと2隻で操業していた。</p> <p>船長は、ふだん、あおりいか漁において、投網又は揚網する際、船外機を止め、ろを漕いで本船を移動させていた。</p> <p>僚船Aの船長は、本船の船長が、出漁時、救命胴衣を着用していたことを認めていたが、船長は、発見された際、救命胴衣を着用しておらず、落水前に脱いだものか、落水時又は落水後に脱げたものかについては不明であった。</p> <p>他の僚船は、本事故当日、うねりがあったので、出漁を見合わせていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 不明 船体・機関等の関与 なし 気象・海象の関与 不明 判明した事項の解析 船長は、溺死した。</p> <p>本船は、04時30分ごろ勝山漁港を出港後、05時30分ごろ浮島東南東方沖で無人の状態を転覆しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、勝山漁港を出港後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うねりがある場合、うねりの影響を考慮し、自船の性能から安全に航行できない場合には出漁を見合わせる事。 ・救命胴衣の着用を心掛ける事。